

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例【総務局人事部人事課】	1 6
○ 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】	3 5
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	3 6
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	3 8
○ 北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】	4 2
○ 北九州市立病院の利用料金等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部地域医療課】	4 3
○ 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部食肉センター】	4 4
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局地域・観光産業振興部門司港レトロ課】	4 6
○ 北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部農林課】	4 7
○ 北九州市中央卸売市場条例の一部を改正する条例【産業経済局中央卸売市場】	4 8
○ 北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例【産業経済局中央卸売市場】	5 0
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	5 2
○ 北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	5 4
○ 北九州市営住宅条例の一部を改正する条例【建築都市局住宅部住宅管理課】	5 5

- 北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例【港湾空港局港営部港営課】 5 7
- 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部予防課】 6 0
- 北九州市水道条例の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 1
- 北九州市工業用水道条例の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 3
- 北九州市下水道条例の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 4
- 北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部広域事業課】 6 5

◇ 規 則

- 北九州市営住宅条例施行規則及び北九州市個人番号の利用に関する条例別表 1 の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則【建築都市局住宅部住宅管理課】 6 7

◇ 告 示

- 収納事務の委託【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】 7 0
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7 1
- 指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7 8
- 収納事務の委託【環境局総務政策部総務課】 8 1
- J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域の区域変更【建設局道路部道路維持課】 8 2

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 8 3

◇ 上下水道局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部営業課】 8 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤務条件を定め、会計年度任用職員以外の非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件を改める等のため、次に掲げる関係条例を整備することにしました。

1 規定の整備を行う条例

- (1) 北九州市職員の分限に関する条例
- (2) 北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (3) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (4) 北九州市職員の給与に関する条例
- (5) 北九州市職員退職手当支給条例
- (6) 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
- (7) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (8) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (9) 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (10) 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (11) 市長等の退職手当に関する条例
- (12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例
- (13) 北九州市職員の育児休業等に関する条例
- (14) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例
- (15) 北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (16) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
- (17) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例
- (18) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (19) 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

2 廃止する条例

- (1) 特別職の職員で非常勤のものものの報酬の特例に関する条例

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市立門司市民会館の展示室使用料の適正化を図るため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額に、市外居住者が使用するときは25割に相当する額とすることにしました。
- 2 入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額に、市外居住者が使用するときは25割に相当する額とすることにしました。
- 3 2日以上継続して使用する場合には、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とすることにしました。

この条例は、令和元年7月12日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

一定の規模以上の室内プールについて、1レーンを専用利用する場合の使用料の額を設定するため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

1 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

桃園市民プール（室内）について、1レーンを専用利用する場合の使用料の額を次のとおり設定することにしました。

区分		7月及び8月	その他の月
平日	1レーン（1時間以内）	1, 210円	1, 920円
土曜日 日曜日 休日	1レーン（1時間以内）	1, 440円	2, 410円

2 北九州市スポーツ施設条例の一部改正

若松体育館温水プール、浅生スポーツセンター温水プール及び新門司温水プールについて、1レーンを専用利用する場合の使用料の額を次のとおり設定することにしました。

区分		7月及び8月	その他の月
平日	1レーン（1時間以内）	710円	1, 120円
土曜日 日曜日 休日	1レーン（1時間以内）	850円	1, 410円

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

1 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

桃園市民プール（室内）の廃止に伴い、同プールの使用料に係る規定を削除することにしました。

2 北九州市スポーツ施設条例の一部改正

(1) プールを次のとおり新設することにしました。

名称	北九州市立桃園市民プール
位置	北九州市八幡東区桃園三丁目1番6号

(2) 北九州市立桃園市民プールの使用料を次のとおり定めることにしました。

	区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		
			7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
共用	個人	1人1回（2時間以内）	390円	600円	300円	370円	150円	180円	
	団体	30人以上50人未満	1人1回（2時間以内）	350円	540円	270円	330円	130円	160円
		50人以上	1人1回（2時間以内）	310円	480円	240円	290円	120円	140円
		回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円
		定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円
		50メートルプール	区分			7月及び8月		その他の月	
		平日	1レーン（1時間以内）		1,420円		2,240円		

専 用		土曜日、日曜日、休日	1レーン（1時間以内）	1,700円	2,820円
	25メー トルプー ル	平日	1レーン（1時間以内）	710円	1,120円
		土曜日、日曜日、休日	1レーン（1時間以内）	850円	1,410円
	会議室1、会議室2		1時間又はその端数ごとに		360円

この条例は、規則で定める日から施行することになりました。

◇北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数は、1,591人とすることにしました。

この条例は、令和元年12月1日から施行することになりました。

◇北九州市立病院の利用料金等に関する条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、北九州市立門司病院の利用料金及び手数料を算定する際に乗じる率を100分の110とすることにしました。

この条例は、令和元年10月1日から施行することになりました。

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、北九州市立食肉センターの使用料を次のとおり改めることにしました。

食肉センター 使用料	牛又は馬	1頭につき3,588円
	子牛、子馬、豚、 山羊又はめん羊	1頭につき1,410円
冷蔵庫使用料	牛、馬、子牛又は 子馬	2分体1件1日につき192円
	豚、山羊又はめん 羊	2分体1件1日につき77円
部分肉加工所 使用料	1月につき1,639,524円	

この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市関門海峡ミュージアムの市民交流ギャラリーの廃止に伴い、市民交流ギャラリーの利用料金に関する規定を削除することにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

農業委員会の統合に伴い、北九州市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を次のとおり定めることにしました。

- (1) 委員 19人
- (2) 農地利用最適化推進委員 33人

この条例は、令和2年7月18日から施行することにしました。

◇北九州市中央卸売市場条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 委託手数料の額について、取引金額に市長の承認を受けて定めた率を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とすることにしました。
- 2 売買仕切書に記載する消費税相当額について、受託物品の単価と数量の積の合計額の100分の10（飲食料品にあっては、100分の8）に相当する額とすることにしました。
- 3 仲卸業者及び売買参加者が支払う卸売業者から買い受けた物品の代金について、当該物品の額に100分の110（飲食料品にあっては、100分の108）を乗じて得た額とすることにしました。
- 4 市場施設の使用料の額について、使用料の算出方法により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とすることにしました。

この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 委託手数料の額について、取引金額に市長に届け出た率を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とすることにしました。
- 2 売買仕切書に記載する消費税相当額について、受託物品の単価と数量の積の合計額の100分の10（飲食料品にあっては、100分の8）に相当する額とすることにしました。
- 3 仲卸業者及び売買参加者が支払う卸売業者から買い受けた物品の代金について、当該物品の額に100分の110（飲食料品にあっては、100分の108）を乗じて得た額とすることにしました。
- 4 市場施設の使用料の額について、使用料の算出方法により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とすることにしました。

この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

城山緑地アーチェリー場の新設に伴い、同アーチェリー場の使用料を次のとおり定めることにしました。

共用	区分		一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
	1人1回（2時間以内）		250円	120円	
	回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,000円	960円	
	定期券	1月	3,000円	1,440円	
専用	1時間又はその端数ごとに		1,200円		

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

小倉都心小売商業振興特別用途地区内に建築してはならない建築物として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に掲げる営業の用に供する建築物を追加することにしました。

この条例は、令和元年7月12日から施行することにしました。

◇北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 市営住宅の親族に、入居申込者又は同居人の一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者として市長が認めた場合の同居人を含めることにしました。
- 2 入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数に満たないため改めて入居者を公募する場合において、特に必要があると認めるときは、居住地要件又は同居親族要件を具備しない者であっても、市営住宅に入居することができることにしました。
- 3 市営住宅の入居に必要な連帯保証人を立てることを要しないことにしました。
- 4 入居者の収入の認定について、入居者の雇主などの関係人に報告を求める方法などを加えることにしました。
- 5 市営住宅の明渡しの請求に係る利息の利率を、法定利率とすることにしました。

この条例は、1及び2については令和元年8月1日から、3及び5については令和2年4月1日から、4については令和元年7月12日から施行することにしました。

◇北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、港湾施設の使用料を次のとおり改めることにしました。

(1) 通常使用の使用料（主なもの）

	区分	使用料
臨港交通施設	鉄道	1トンまでごとに 110円～115円
荷さばき施設	軌道走行式荷役機械	1台1時間までごとに 76,000円
	荷さばき地	1日1平方メートルまでごとに 5円1銭～14円61銭
	コンテナ水洗場	1個ごとに 232円～347円
	冷凍コンセント	1箇所1時間までごとに 382円
	計量機	1回につき 468円
	上屋	1 一般使用 1日1平方メートルまでごとに 10円67銭～59円79銭 2 専用使用 1月1平方メートルまでごとに 515円～606円
	くん蒸上屋	一般使用 1 くん蒸庫 コンテナ1個1時間までごとに 2,080円～4,180円 2 種子ボックス 1時間までごとに 34円56銭 3 くん蒸設備 39,700円～79,500円
	動力用コンセント	1箇所1時間までごとに 372円
保管施設	野積場	1 一般使用 1日1平方メートルまでごとに 5円1銭～11円51銭 2 専用使用 1月1平方メートルまでごとに 122円～135円
		船舶給水施設
船舶役用施設	船舶保管施設	1月1平方メートルまでごとに 122円～135円
	揚降施設	1月につき 204,500円
港湾管理施設	港湾管理事務所	1月1平方メートルまでごとに 555円～1,880円
移動式施設	移動式荷役機械	1台1時間までごとに 8,050円

(2) 目的外使用の使用料（主なもの）

区分	使用料
建物	1日1平方メートルまでごとに 28円72銭
土地	使用の期間が1月に満たないときは、 1日1平方メートルまでごとに 15円7銭
建物及び土地以外	1日1平方メートルまでごとに 15円7銭

(3) 占用の使用料（主なもの）

ア 使用の期間が1月以上のとき

区分	使用料
----	-----

その他の工 作物	市長の指定する施設に係る占 用（駐車場の用途に限る。） 1平方メートルまでごとに	1月につき 205円
-------------	--	-------------------

イ 使用の期間が1月に満たないとき

区分		使用料
電柱等	1本につき	使用期間につき 57円20銭～228円
諸管理架設 物	1メートルまでごとに	” 23円10銭～91円30銭
上空占用物	1平方メートルまでごとに	” 125円
送電用塔	1平方メートルまでごとに	” 125円
鉄道軌道敷	1平方メートルまでごとに	” 125円
広告塔	1平方メートルまでごとに	” 502円
広告板	1平方メートルまでごとに	” 455円
板囲、足場 若しくは材 料置場又は これらに類 するもの	1平方メートルまでごとに	1日につき 40円70銭
その他の工 作物	1平方メートルまでごとに	使用期間につき 178円～205円

この条例は、令和元年10月1日から施行することにした。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置を免除することができる場合を追加する等のため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 住宅用防災警報器等の設置を免除することができるスプリンクラー設備の設置について、規定の整備を行うことにしました。
- 2 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合は、住宅用防災警報器等の住宅への設置を免除することにしました。

この条例は、令和元年7月12日から施行することにした。

◇北九州市水道条例の一部を改正する条例

- 1 消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、給水装置工事に係る納付金及び水道料金について、算定の基準となる料金表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とすることにしました。
- 2 水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。
この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市工業用水道条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、工業用水道料金について、算定の基準となる料金表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とすることにしました。
この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市下水道条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、下水道使用料について、算定の基準となる料金表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とすることにしました。
この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、水道用水の料金について、1立方メートルにつき128円以下の範囲内で管理者が定める額に使用した水量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とすることにしました。
この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

**◇北九州市営住宅条例施行規則及び北九州市個人番号の利用に関する条例別表
第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則**

北九州市営住宅条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。
主な内容は、次のとおりです。

- 1 選考により優先的に市営住宅の入居者として決定することができる、60歳以上の者で同居し、又は同居しようとする親族が配偶者のみであるものについて、当該配偶者の範囲に、入居申込者又は当該入居申込者が現に同居し、若しくは同居しようとする者の一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者として市長が認めた場合の当該同居人等を含めることにしました。
- 2 連帯保証人に関する規定を削除することにしました。

この規則は、1については令和元年8月1日から、2については令和2年4月1日から施行することにしました。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北九州市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市職員の分限に関する条例(昭和 3 8 年北九州市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 3 8 年北九州市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「合計額」の次に「(地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、これらに相当する報酬の合計額)」を加える。

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 3 8 年北九州市条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 1 1 条の見出しを「(会計年度任用職員等)」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的任用職員」を「法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び法第 2 2 条の 3 第 1 項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 北九州市職員の給与に関する条例(昭和 3 8 年北九州市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法」を「地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法」に、「職員(」を「法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員(法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員、地

方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び」に、「の適用を受ける者を除く」を「第2条第1号に規定する教職員を除く。以下「職員」という」に改める。

第5条第2項中「第27条に規定する職員以外のすべて」を「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第27条において「会計年度任用職員」という。）以外の全て」に改める。

第25条の4第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「以下」を「次項及び第26条において」に改める。

第27条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第27条 会計年度任用職員の給料については、常勤職員の給料との権衡を考慮し、任命権者が別に定める。

2 第8条、第12条、第13条、第14条の2、第25条及び次条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

3 会計年度任用職員に対する第24条第1項の規定の適用については、同項中「在職する職員」とあるのは「在職する職員（当該基準日において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が規則で定める期間以上ある者に限る。）」と、「死亡した職員（第28条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡した職員（当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が規則で定める期間以上ある者（規則で定める者を除く。）に限る。）」とする。

（北九州市職員退職手当支給条例の一部改正）

第5条 北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者及び北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第1条に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当に関する事項を定めるものとする。

第2条中「職員」を「前条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員（この項を除き、以下「職員」という。）」に改め、同条に次の各号及び

1 項を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（次項及び第7条の2各号において「第2号会計年度任用職員」という。）
- (2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員
- (4) 北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年北九州市条例第62号）第4条の規定により採用された職員

2 第2号会計年度任用職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは任命権者が定める規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条を除く。）の規定を適用する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「任期付条例第2条又は第3条」を「法律又は条例」に改め、「職員」の次に「で当該任期を終えて退職したもの（第6条の7第4項第3号において「任期満了により退職した者」という。）」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「。以下「定年条例」という。」を削り、「第7条の2第10項」を「第7条の4第10項」に、「（以下」を「（第6条の3及び第6条の3の2において」に改める。

第6条の7第4項中「でその勤続期間が5年未満のもの及び第3条に規定する者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のものに対する退職手当の調整額」を「が次に掲げる者に該当するとき」に改め、「相当する額」の次に「をその者に対する退職手当の調整額」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1項に規定する者以外の者でその勤続期間が5年未満のもの
- (2) 第3条第1項に規定する者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの
- (3) 第3条第1項に規定する者のうち、任期満了により退職した者でその勤続期間が5年未満のもの

第7条第5項中「非常勤職員及び臨時的任用職員を除き、」を削り、「非

常勤の者及び臨時に使用される者を除く。以下「」を「第18条第2項において「」に、「で市長が特に認めるものを含む」を「を含む」に改め、「（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。）」を削り、「いう。以下」の次に「この項及び第18条第2項において」を加え、「（非常勤の者及び臨時に使用される者を除く。以下同じ。）」を削り、「職員となった」を「職員（市長が特に認める者を除く。）となった」に改める。

第7条の2を第7条の4とし、第7条の次に次の2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、当該各号に掲げる期間は、前条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間とみなす。

（1） 第2条第2項の規定によりこの条例（第5条を除く。）の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員 その者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続き12月を超えるに至るまでのその引き続きた勤務した期間

（2） 第2号会計年度任用職員（前号に掲げる者を除く。）から引き続きた職員となった者で、その者の第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月及び職員として勤務した月が引き続き12月を超えるに至ったもの その職員となる前の引き続きた勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間には、前条各号に掲げる者に相当する者としての引き続きた在職期間を含むことができる。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第18条第2項中「非常勤職員及び臨時的任用職員を除き、」を削る。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第1条中「第203条の2」を「第203条の2第5項」に、「特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」を「同条第1項に規定する者（一般職の職員にあつては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2

2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）であって、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員以外のものに限る。以下「非常勤職員」に、「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第 2 条第 1 項中「特別職の職員」を「非常勤職員のうち特別職のもの（以下「特別職の職員」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

- 2 特別職の職員で月額で定める報酬の支給を受けるものが、月の初日以外の日からその職に就いたとき、又は月の末日以外の日にその職を離れたときは、前項の規定にかかわらず、当該月額で定める報酬をその月の現日数を基礎として日割りすることによって得た額をその月の報酬とする。
- 3 特別職の職員で年額で定める報酬の支給を受けるものが、その年度の最初の月以外の月にその職に就いたとき、又はその年度の最終の月以外の月にその職を離れたときは、当該年額で定める報酬を月割りすることによって得た額をその年度の報酬とする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了により退職した特別職の職員が、退職した月又は年度において再任されたときは、引き続き在職したものとみなす。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 第 1 号会計年度任用職員の報酬は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「第 2 号会計年度任用職員」という。）の給与との権衡を考慮し、時間額、日額又は月額により任命権者が別に定める。

- 2 前条第 2 項の規定は、第 1 号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「特別職の職員」とあるのは「第 1 号会計年度任用職員」と、「前項」とあるのは「第 3 条第 1 項」と、「現日数」とあるのは「現日数から週休日（北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 20 号）第 11 条又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 28 年北九州市条例第 60 号）第 15 条の規定により任命権者が定める週休日をいう。）の日数を差し引いた日数」と読み替えるものとする。

第 5 条を第 9 条とし、第 4 条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

。

第7条 第1号会計年度任用職員が、公務のため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、北九州市旅費条例の例により、市長が定める。

3 第1号会計年度任用職員（任命権者が定める者に限る。）が、勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復するときは、その往復について、費用弁償として往復に要する費用を支給する。

4 前項の規定により支給する費用の額は、第2号会計年度任用職員に支給する給与との権衡を考慮し、任命権者が別に定める。

5 第3項の規定により支給する費用は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。

(1) 時間額又は日額で定める報酬を受ける第1号会計年度任用職員
その月の初日から末日までの間の勤務に係る費用を当該月の翌月10日までに支給する。ただし、任命権者が特に必要があると認めた場合においては、これと異なる日に支給することができる。

(2) 月額で定める報酬を受ける第1号会計年度任用職員
その月の初日から末日までの間の勤務に係る費用を当該月の翌月20日までに支給する。

(期末手当)

第8条 第1号会計年度任用職員（任命権者が定める者に限る。）には、第2号会計年度任用職員の例により、期末手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給について必要な事項は、任命権者が別に定める。

第3条の次に次の2条を加える。

(報酬の支給)

第4条 特別職の職員の報酬は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。

(1) 時間額又は日額で定める報酬
その時間又はその日の勤務に係る報酬を職務が終了した後に支給する。

(2) 月額で定める報酬
その月の勤務に係る報酬を当該月の北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第9条に規定する期日に支給する。

(3) 年額で定める報酬
その年度の勤務に係る報酬の4分の1の額を6月、9月、12月及び翌年の3月の前号に定める期日に支給する。

第5条 第1号会計年度任用職員の報酬は、次の各号に掲げる報酬の区分に

応じ、当該各号に定めるところにより支給する。

(1) 時間額又は日額で定める報酬 その月の初日から末日までの間の勤務に係る報酬を当該月の翌月10日までに支給する。ただし、任命権者が特に必要があると認めた場合においては、これと異なる日に支給することができる。

(2) 月額で定める報酬 第2号会計年度任用職員の例により支給する。

2 第1号会計年度任用職員が勤務しないとき（任命権者が定める場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、任命権者が定める額を減額して報酬を支給する。ただし、日額で定める報酬の支給を受ける職員が、その者の1日当たりの勤務時間の全部について勤務しないとき（任命権者が定める場合を除く。）は、その日の報酬は支給しない。

3 第1項に規定する報酬は、次に掲げる第1号会計年度任用職員には支給しない。

(1) 地方公務員法第28条第2項及び北九州市職員の分限に関する条例（昭和38年北九州市条例第18号）第2条の規定により休職にされた第1号会計年度任用職員

(2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた第1号会計年度任用職員

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業の承認を受けた第1号会計年度任用職員

（北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第7条 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（会計年度任用職員等の給与）」に改め、同条中「臨時的任用職員及び常勤を要しない職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を「地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第8条 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（会計年度任用職員等の給与）」に改め、同条中「

臨時的任用職員及び常勤を要しない職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を「地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第9条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法」に、「第24条第5項及び」を「第24条第5項並びに」に、「職員（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の適用を受ける者及び臨時的任用職員を除く。）」を「同条例第1条に規定する職員」に改める。

（北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第10条 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定に基づく臨時的任用職員」を削り、「第1条」を「第1条各項」に改める。

（市長等の退職手当に関する条例の一部改正）

第11条 市長等の退職手当に関する条例（昭和55年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（臨時的任用職員を除く。）」を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第13条 北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法第6条第1項」を「地方公務員法（昭和25

年法律第261号)第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項の被保険者である非常勤職員(北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を除く。)

イ 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号。以下この号、第9条及び第17条において「退職手当条例」という。)第2条第2項の規定により退職手当条例(第5条を除く。)の規定の適用を受ける非常勤職員

ウ 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)第18条の規定により管理者が別に定める退職手当の支給を受ける非常勤職員

エ 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)第18条の規定により管理者が別に定める退職手当の支給を受ける非常勤職員

オ 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成30年北九州市条例第22号)第25条の規定により管理者が別に定める退職手当の支給を受ける非常勤職員

カ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例(平成28年北九州市条例第58号。以下この条、第9条及び第17条において「教職員退職手当条例」という。)第2条第2項の規定により教職員退職手当条例(教職員退職手当条例第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第5条の規定を除く。)の規定の適用を受ける非常勤職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳に達する日(以下この条及び第9条第2項において「1歳到達日」という。)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日(次条において「1歳6箇月到達日」という。)

ア 当該子について当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方

等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(ア) 当該子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

(イ) 配偶者が次のいずれかに該当した場合

a 死亡した場合

b 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

c 当該子と別居した場合

d 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について前条第3号イ（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

第3条第6号中「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない」を「第2条の3第3号イ（ア）又は（イ）に掲げる場合に該当する」に改め、同条に次の1号を加える。

- （7） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条第1項中「北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号。以下「退職手当条例」という。）」を「退職手当条例」に、「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号。以下「教職員退職手当条例」という。）」を「教職員退職手当条例」に改め、同条第2項中「が1歳に達した日」を「の1歳到達日」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「）第4条の2第2項」を「。第20条第2項及び第3項において「勤務時間等条例」という。）第4条の2第2項」に、「）第5条第2項」を「。第20条第2項及び第3項において「教職員勤務時間等条例」という。）第5条第2項」に改める。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 育児休業法第17条に規定する短時間勤務をしている職員
（2） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第2項において「再任用短時間勤務職員」という。）
イ 第2条第3号アからカまでに掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

第20条第2項中「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間等条例」に、「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「教職員勤務時間等

条例」に改め、「による育児時間」の次に「（以下この項及び次項において「育児時間」という。）」を加え、「市長若しくは教育委員会が定める休暇に限る。」を削り、「この項」の次に「及び次項において」を、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）」を加え、「当該」を削り、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護に係る休暇（勤務時間等条例第11条の規定により任命権者が定める育児時間若しくは介護に係る休暇に相当するもの又は教職員勤務時間等条例第15条の規定により教育委員会が定める育児時間若しくは介護に係る休暇に相当するものを含む。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第21条中「給与額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号）第3条第1項に規定する任命権者が定める額）」を加える。

（公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第14条 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項第1号中「職員（）」を「常勤職員（）」に、「第28条の5第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同項に次の1号を加える。

（6） 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第3条第1項に規定する派遣職員

第11条第1号中「定めて任用される職員」を「定めて任用される常勤職員」に改め、同条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条に次の1号を加える。

（6） 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例第3条第1項に規定する派遣職員

（北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第15条 北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北九州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正）

第16条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項」を加え、「第13条」を「第13条各項」に、「第5条の2及び第5条の3」を「第5条の2各項及び第5条の3各項」に改める。

第2条第1号中「地方公務員」を「職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」に改める。

第43条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「以下」を「次項及び次条において」に改める。

第45条及び第46条を次のように改める。

第45条 削除

（会計年度任用教職員の給与）

第46条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である教職員（以下この条において「会計年度任用教職員」という。）の給料については、常勤の教職員の給料との権衡を考慮し、教育委員会が別に定める。

2 第7条、第10条、第18条、第19条、第21条、第35条及び次条の規定は、会計年度任用教職員には適用しない。

3 会計年度任用教職員に対する第32条第1項の規定の適用については、同項中「在職する教職員」とあるのは「在職する教職員（当該基準日において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が教育委員会規則で定める期間以上ある者に限る。）」と、「死亡した教職員（第47条第7項の規定の適用を受ける教職員及び教育委員会規則で定める教職員を除く。）」とあるのは「死亡した教職員（当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が教育委員会規則で定める期間以上ある者（教育委員会規則で定める者を除く。）に限る。）」とする。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第17条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項の規定に基づき」を加え、「。以下「教職員給与条例」という。」を削る。

第2条各号列記以外の部分中「この条を」を「この項を」に改め、同条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である教職員（次項及び第5条の2各号において「第2号会計年度任用教職員」という。）

第2条に次の1項を加える。

2 第2号会計年度任用教職員のうち、教職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは教育委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、教職員とみなして、この条例（第7条第2項の規定によりその例によることとされる北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号。以下「退職手当条例」という。）第5条を除く。）の規定を適用する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「。以下同じ」を削り、「（以下」の次に「この項において」を加え、「北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号。以下「退職手当条例」という。）」を「退職手当条例」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「。以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「（昭和24年法律第1号）」を削り、「（以下」の次に「この項及び第6項において」を加え、同条第4項中「でその勤続期間が5年未満のもの及び第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第3条に規定する者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のものに対する退職手当の調整額」を「が次に掲げる者に該当するとき」に改め、「相当する額」の次に「をその者に対する退職手当の調整額」

を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第3条第1項に規定する者以外の者でその勤続期間が5年未満のもの
- (2) 第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第3条第1項に規定する者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの
- (3) 法律又は条例の規定により任期を定めて採用された教職員で当該任期を終えて退職したものであってその勤続期間が5年未満のもの

第5条第5項中「非常勤職員及び臨時的任用職員を除き、」を削り、「非常勤の者及び臨時に使用される者を除く。以下「」を「第6条第2項において「」に、「で教育委員会が特に認めるものを含む」を「を含む」に改め、「（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。）」を削り、「いう。以下」の次に「この項及び第6条第2項において」を加え、「（非常勤の者及び臨時に使用される者を除く。以下同じ。）」を削り、「教職員となった」を「教職員（教育委員会が特に認める者を除く。）となった」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第5条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、当該各号に掲げる期間は、前条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する教職員として引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項の規定によりこの条例（第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第5条を除く。）の規定の適用を受ける第2号会計年度任用教職員 その者の第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2号会計年度任用教職員（前号に掲げる者を除く。）から引き続いて教職員となった者で、その者の第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月及び教職員として勤務した月が引き続いて12月を超えるに至ったもの その教職員となる前の引き続いて勤務した期間

第5条の3 第5条第5項に規定する教職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、前条各号に掲げる者に相当する者としての引き続いた在職期間を含むことができる。

2 前条の規定は、教職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第6条第2項中「非常勤職員及び臨時的任用職員を除き、」を削る。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第18条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第2条第1号に規定する教職員(以下「教職員」という。)」を「教職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員であつて、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校事務職員及び学校栄養職員をいう。以下同じ。)」に改める。

第2条第4項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「以下」を「第4条第3項及び第5条第3項において」に改める。

第15条を次のように改める。

(会計年度任用職員)

第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、教育委員会が別に定める。

(北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第19条 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成30年北九州市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(会計年度任用職員等の給与)」に改め、同条中「臨時的任用職員及び常勤を要しない職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を「地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例の廃止)

第20条 特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例(平成25年北九州市条例第21号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第3条から第5条まで、第7条から第11条まで、第14条及び第16条から第19条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定中地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）に係る部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に任用された臨時的任用職員について適用し、施行日前に任用された臨時的任用職員については、なお従前の例による。
- 3 第5条の規定による改正後の北九州市職員退職手当支給条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、施行日前に任用された臨時的任用職員としての在職期間を含めないものとする。ただし、当該臨時的任用職員が、改正後の退職手当条例第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として、同項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。
- 4 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（次項、付則第8項及び第9項において「第2号会計年度任用職員」という。）のうち、改正後の退職手当条例第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもの（12月を超えるに至った者を除く。）で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、当分の間、同項の職員とみなして、改正後の退職手当条例（第5条を除く。）の規定を適用する。この場合において、その者に対する改正後の退職手当条例第7条の2第1号の規定の適用については、同号中「12月」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。
- 5 前項の規定により職員とみなされた第2号会計年度任用職員に対する退職手当の基本額は、改正後の退職手当条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額の100分の50に相当する額とする。
- 6 施行日の前日において北九州市の特別職の職員であった者が、施行日以後引き続いて第13条の規定による改正後の北九州市職員の育児休業等に関する条例（以下この項において「改正後の育児休業等条例」という。）の規定の適用を受ける非常勤職員となった場合における、当該者に対する改正後の育児休業等条例第2条の3から第4条までの規定の適用については、当該者が当該特別職の職員であった期間中に取得した育児休暇は、改正後の育児休業等条例の規定により当該者が取得した育児休業又は改正後の育児休業等条例第2条の3第2号に規定する地方等育児休業とみなす。

- 7 第17条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（以下この項、次項及び付則第9項において「改正後の教職員退職手当条例」という。）第5条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、施行日前に任用された臨時的任用職員としての在職期間を含めないものとする。ただし、当該臨時的任用職員が、改正後の教職員退職手当条例第5条第5項に規定する教職員以外の地方公務員等として、同項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。
- 8 第2号会計年度任用職員のうち、改正後の教職員退職手当条例第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもの（12月を超えるに至った者を除く。）で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、当分の間、同項の教職員とみなして、改正後の教職員退職手当条例（第7条第2項の規定によりその例によることとされる北九州市職員退職手当支給条例第5条を除く。）の規定を適用する。この場合において、その者に対する改正後の教職員退職手当条例第5条の2第1号の規定の適用に当たっては、同号中「12月」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。
- 9 前項の規定により教職員とみなされた第2号会計年度任用職員に対する退職手当の基本額は、改正後の教職員退職手当条例第7条第2項の規定によりその例によることとされる北九州市職員退職手当支給条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額の100分の50に相当する額とする。
- 10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市芸術文化施設条例（平成 1 5 年北九州市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の市民会館の展示室使用料の項備考の欄中

美術展示室の A、B 及び C の適用区分は、次のとおりとする。

- (1) A は、美術関係に使用するとき。
- (2) B は、美術関係以外の目的のため使用するとき。
- (3) C は、入場料等を徴収し、又は収益を伴う用途に使用するとき。

を

1 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る門司市民会館の展示室使用料の額は、規定使用料の額の 2 0 割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するとき、2 5 割に相当する額とする。

2 入場料等を徴収する場合の門司市民会館の展示室使用料の額は、規定使用料の額の 2 0 割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するとき、2 5 割に相当する額とする。

3 門司市民会館の展示室を 2 日以上継続して使用する場合には、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、規定使用料の額の 5 割に相当する額とする。

に

4 美術展示室の A、B 及び C の適用区分は、次のとおりとする。

- (1) A は、美術関係に使用するとき。
- (2) B は、美術関係以外の目的のため使用するとき。
- (3) C は、入場料等を徴収し、又は収益を伴う用途に使用するとき。

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 4 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 有料施設の使用料の表のプールの桃園市民プール(室内)の項中「1 面」を「1 レーン」に、「8, 470 円」を「1, 210 円」に、「13, 500 円」を「1, 920 円」に、「10, 120 円」を「1, 440 円」に、「16, 870 円」を「2, 410 円」に改める。

(北九州市スポーツ施設条例の一部改正)

第 2 条 北九州市スポーツ施設条例（平成 20 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の体育館の若松体育館使用料の専用の温水プールの項中「1 回」を「1 レーン」に、「4, 270 円」を「710 円」に、「6, 750 円」を「1, 120 円」に、「5, 100 円」を「850 円」に、「8, 470 円」を「1, 410 円」に改め、同表のスポーツセンターの浅生スポーツセンター使用料の専用の温水プールの項中「1 回」を「1 レーン」に、「4, 270 円」を「710 円」に、「6, 750 円」を「1, 120 円」に、「5, 100 円」を「850 円」に、「8, 470 円」を「1, 410 円」に改め、同表のプールのプール使用料の新門司温水プールの専用の項中「1 回」を「1 レーン」に、「4, 270 円」を「710 円」に、「6, 750 円」を「1, 120 円」に、「5, 100 円」を「850 円」に、「8, 470 円」を「1, 410 円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第 1 の 3 有料施設の使用料の表の規定及び第 2 条

の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 5 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 有料施設の使用料の表のプールの項中

		飛込プール		1 面（1 時間以内）		3,900円		5,100円		
桃園市民プール (室内)	共用	区分		一般	中学校の生徒		小学校の児童以下の者			
				7 月及び 8 月	その他 の月	7 月及び 8 月	その他 の月	7 月及び 8 月	その他 の月	
	個人	1 人 1 回 (2 時間以内)	390円	600円	300円	370円	150円	180円		
	団 体	30人以上 50人未満	1 人 1 回 (2 時間以内)	350円	540円	270円	330円	130円	160円	
		50人以上	1 人 1 回 (2 時間以内)	310円	480円	240円	290円	120円	140円	
		回数券（10 枚つづり）	1 人 1 回 (2 時間以内)	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円	
		定期券	1 月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円	

を

専 用	50メートル プール	区分		7月及び8月	その他の月
		平日	1レーン(1時間以内)	1,210円	1,920円
		土曜日 日曜日 休日	1レーン(1時間以内)	1,440円	2,410円

	飛込プール	1面(1時間以内)	3,900円	5,100円
--	-------	-----------	--------	--------

改める。

(北九州市スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 北九州市スポーツ施設条例(平成20年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1のプールの項中

北九州市立藤ノ元プール	北九州市若松区今光二丁目16番14号
北九州市立藤ノ元プール	北九州市若松区今光二丁目16番14号
北九州市立桃園市民プール	北九州市八幡東区桃園三丁目1番6号

改める。

別表第2のプールのプール使用料の項中

土曜日 日曜日 休日	1レーン(1時間以内)	850円	1,410円
------------------	-------------	------	--------

土曜日 日曜日 休日	1レーン(1時間以内)	850円	1,410円
------------------	-------------	------	--------

桃園市民プール	共用	区分	一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者			
			7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月		
		個人	1人1回(2時間以内)	390円	600円	300円	370円	150円	180円	
		団体	30人以上50人未満	1人1回(2時間以内)	350円	540円	270円	330円	130円	160円
			50人以上	1人1回(2時間以内)	310円	480円	240円	290円	120円	140円
		回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円	
		定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円	
		専用	50	区分	7月及び8月		その他の月			
				平日	1レーン(1時間以内)	1,420円		2,240円		
			土曜日 日曜日 休日	1レーン(1時間以内)	1,700円		2,820円			
25	平日	1レーン(1時間以内)	710円		1,120円					

に

	一 ト ル プ 一 ル	内) 土曜日 日曜日 休日 内) 内)	1 レー ン (1 時 間 以 内)	850 円	1,410 円
会 議 室	会議室 1		1時間又はその端数ごとに		360 円
	会議室 2		1時間又はその端数ごとに		360 円

改め、同表のプールの項備考の欄に次の1項を加える。

- 3 桃園市民プールの使用者が専用利用の際に入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の30割に相当する額に、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額を加えて得た額とする。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 6 号

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

北九州市民生委員の定数を定める条例（平成 2 6 年北九州市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 5 8 2 人」を「1, 5 9 1 人」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。

北九州市立病院の利用料金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 7 号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立病院の利用料金等に関する条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた診療に係る利用料金については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 8 号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の食肉センターの食肉センター使用料の項中

「

牛又は馬	1 頭につき	3, 5 2 2	円
子牛、子馬、豚、山羊又はめん羊	1 頭につき	1, 3 8 4	

を

」

「

牛又は馬	1 頭につき	3, 5 8 8 円
子牛、子馬、豚、山羊又はめん羊	1 頭につき	1, 4 1 0 円

に

」

改め、同表の食肉センターの冷蔵庫使用料の項中

「

牛、馬、子牛又は子馬	2 分体 1 件 1 日につき	1 8 9	円
豚、山羊又はめん羊	2 分体 1 件 1 日につき	7 5	

を

」

「

牛、馬、子牛又は子馬	2 分体 1 件 1 日につき	1 9 2 円
豚、山羊又はめん	2 分体 1 件 1 日につき	7 7 円

に

」

羊	
---	--

」

改め、同表の食肉センターの部分肉加工所使用料の項中「1,609,715円」を「1,639,524円」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 9 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の関門海峡ミュージアムの項中

「

多目的ホール	円 1, 1 0 0	円 1, 7 0 0	円 2, 8 0 0
市民交流ギャラリー	8 0 0	1, 3 0 0	—

を

」

「

多目的ホール	1, 1 0 0 円	1, 7 0 0 円	2, 8 0 0 円
--------	------------	------------	------------

に

」

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 0 号

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成 2 8 年北九州市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会」を「北九州市農業委員会（以下「農業委員会」という。）」に改める。

第 2 条中「次のとおり」を「1 9 人」に改め、同条の表を削る。

第 3 条中「次のとおり」を「3 3 人」に改め、同条の表を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 8 日から施行する。

北九州市中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 1 号

北九州市中央卸売市場条例の一部を改正する条例

北九州市中央卸売市場条例（昭和 4 6 年北九州市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 1 条第 6 項第 2 号を次のように改める。

（2） 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級（青果に係る等階級に限る。）、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要な事項で規則で定めるものが提供されることが確実であると認められること。

第 4 3 条中「卸売金額に第 5 5 条第 1 項」を「取引金額（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る単価に当該卸売に係る数量を乗じて得た額の合計額をいう。第 5 5 条第 1 項及び別表第 4 において同じ。）に同項」に改め、「得た額」の次に「に、1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額」を加える。

第 4 6 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0（所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）附則第 3 4 条第 1 項第 1 号に規定する飲食料品（第 5 4 条第 1 項及び第 5 8 条第 1 項において「飲食料品」という。）にあっては、1 0 0 分の 1 0 8）」に改める。

第 5 4 条第 1 項中「1 0 0 分の 8」を「1 0 0 分の 1 0（飲食料品にあっては、1 0 0 分の 8）」に改める。

第 5 5 条第 1 項中「卸売金額」を「取引金額」に改める。

第 5 8 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0（飲食料品にあっては、1 0 0 分の 1 0 8）」に改める。

第 6 7 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、同項ただし書中「卸売高使用料及び仲卸業者買付物品販売高使用料（仲卸業者が第 4 7 条第 2 項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）に係る使用料をいう。以下同じ。）並びに」を削る。

別表第 4 の卸売業者市場使用料の項中

「

卸売高使用料	卸売金額の 1, 0 0 0 分の 3	を
卸売場使用料	1 平方メートル 1 月につき 1 1 0 円	

」

卸売高使用料	取引金額の1,000分の3	に
卸売場使用料	1平方メートル1月につき 110円	

改め、同表の仲卸業者市場使用料の項中

仲卸業者買付物 品販売高使用料	販売金額の1,000分の3	を
仲卸売場使用料	1平方メートル1月につき 2階 400円 1階 700円	

仲卸業者買付物 品販売高使用料	仲卸業者が第47条第2項各号の規定 による許可又は承認を受けた場合にお けるその買入れた物品の販売金額（ 消費税の額に相当する額及び地方消費 税の額に相当する額を除く。）の1, 000分の3		に
仲卸売場 使用料	1階	1平方メートル1月につき 700円	
	2階	1平方メートル1月につき 400円	

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第41条第6項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第67条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 2 号

北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

北九州市公設地方卸売市場条例（平成 2 5 年北九州市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条第 4 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要な事項で規則で定めるものが提供されることが確実であると認められること。

第 3 7 条第 3 項第 9 号中「卸売金額に第 4 9 条第 1 項」を「取引金額（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る単価に当該卸売に係る数量を乗じて得た額の合計額をいう。第 4 9 条第 1 項及び別表第 4 において同じ。）に同項」に改め、「得た額」の次に「に、1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額」を加える。

第 4 0 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0（所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）附則第 3 4 条第 1 項第 1 号に規定する飲食料品（第 4 7 条第 1 項及び第 5 1 条第 1 項において「飲食料品」という。）にあつては、1 0 0 分の 1 0 8）」に改める。

第 4 7 条第 1 項中「1 0 0 分の 8」を「1 0 0 分の 1 0（飲食料品にあつては、1 0 0 分の 8）」に改める。

第 4 9 条第 1 項中「卸売金額」を「取引金額」に改める。

第 5 1 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0（飲食料品にあつては、1 0 0 分の 1 0 8）」に改める。

第 6 0 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、同項ただし書中「卸売高使用料及び仲卸業者買付物品販売高使用料（仲卸業者が第 4 1 条第 2 項の規定による承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）に係る使用料をいう。以下同じ。）並びに」を削る。

別表第 4 の卸売業者市場使用料の卸売高使用料の項中「卸売金額」を「取引金額」に改め、同表の仲卸業者市場使用料の仲卸業者買付物品販売高使用料の項中「販売金額」を「仲卸業者が第 4 1 条第 2 項各号の規定による承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税の額に相当する額及び

地方消費税の額に相当する額を除く。)」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第35条第4項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第60条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 3 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 有料施設の使用料の表中

弓道場	勝山弓道場 桃園弓道場の池 弓道場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者		
			1 人 1 回（2 時間以内）	2 5 0 円	1 2 0 円		
			回数券（1 0 枚つづり）	1 人 1 回（2 時間以内）	2, 0 0 0 円	9 6 0 円	
			定期券	1 月	3, 0 0 0 円	1, 4 4 0 円	
		専用	1 時間又はその端数ごとに	6 0 0 円			

を

弓場	勝山弓道場 桃園弓道場の池 弓道場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、	
			1 人 1 回（2 時間以内）	2 5 0 円	1 2 0 円	1 日 1 回限りとし	
			回数券（1 0 枚つづり）	1 人 1 回（2 時間以内）	2, 0 0 0 円	9 6 0 円	、2 時間以内を 1 回とする。
			定期券	1 月	3, 0 0 0 円	1, 4 4 0 円	

	専用	1時間又はその 端数ごとに	600円		
城山緑 地アー チェリ 一場	共用	区分	一般	高等学校の 生徒以下の 者	
		1人1回(2時 間以内)	250円	120円	
		回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(2 時間以 内)	2,000円	960円
		定期券	1月	3,000円	1,440円
	専用	1時間又はその 端数ごとに	1,200円		

に

」

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 4 号

北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改
正する条例

北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例（平成 1 9 年北九州市
条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「第 2 条第 1 項第 4 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号、第 4 号」に
改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 5 号

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

北九州市営住宅条例（平成 9 年北九州市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「予約者」の次に「及び入居申込者又は当該入居申込者が現に同居し、若しくは同居しようとする者（以下この号において「同居人」という。）の一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者として市長が認めた場合の当該同居人」を加え、同条第 6 項中「第 1 項第 2 号ただし書」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 市長は、公営住宅の入居申込者の数が入居させるべき公営住宅の戸数に満たないため改めて入居者を公募する場合において、特に必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件を具備しない者であっても、当該公営住宅に入居させることができる。

第 9 条第 3 項中「に規定する手続をしない」を「の規定により保証金を納付しない」に、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 1 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる手続をしなければ」を「第 1 5 条第 1 項の保証金を納付しなければ」に改め、同項各号及び同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の手続を完了した」を「前項の規定により保証金を納付した」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項第 2 号中「手続に」を「規定による保証金の納付について」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 1 2 条第 3 項中「申告」の次に「又は入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法若しくは官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 0 条第 3 項」を「第 1 0 条第 2 項」に改める。

第 2 9 条第 1 項中「認定された入居者」の次に「（第 1 1 条第 1 項ただし書の規定により使用料が決定される者を除く。）」を加え、「第 1 1 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項本文」に改める。

第 4 0 条第 1 項第 3 号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

第 4 1 条ただし書中「第 1 0 条第 4 項第 3 号」を「第 1 0 条第 3 項第 3 号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第3項、第29条第1項及び第40条第1項第3号の改正規定 公布の日

(2) 第7条第1項第2号及び第6項の改正規定並びに同項を同条第7項とし、同条第5項の次に1項を加える改正規定 令和元年8月1日

(3) 第9条第3項及び第10条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項各号及び同条第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第2項とする改正規定、同条第4項第2号の改正規定、同項を同条第3項とする改正規定並びに第13条第1項、第40条第3項及び第41条ただし書の改正規定並びに次項の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第40条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 6 号

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

北九州市港湾施設管理条例（昭和 5 2 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 通常使用の使用料の表の臨港交通施設の鉄道の項中「1 1 3 円」を「1 1 5 円」に、「1 0 8 円」を「1 1 0 円」に、「3 1 3 円」を「3 1 8 円」に改め、同表の荷さばき施設の軌道走行式荷役機械の項中「7 4, 7 0 0 円」を「7 6, 0 0 0 円」に改め、同表の荷さばき施設の荷さばき地及び附属施設の荷さばき地の項中「7 円 5 3 銭」を「7 円 6 6 銭」に、「4 円 9 2 銭」を「5 円 1 銭」に、「1 1 円 3 1 銭」を「1 1 円 5 1 銭」に、「7 円 4 3 銭」を「7 円 5 6 銭」に、「9 円 5 3 銭」を「9 円 7 0 銭」に、「1 4 円 3 5 銭」を「1 4 円 6 1 銭」に、「2 0, 5 7 1, 4 0 0 円」を「2 0, 9 5 2, 3 0 0 円」に、「取扱った」を「取り扱った」に、「3 0 8 円」を「3 1 3 円」に、「6 1 7 円」を「6 2 8 円」に、「1 5 4 円」を「1 5 6 円」に改め、同表の荷さばき施設の荷さばき地及び附属施設のコンテナ水洗場の項中「2 2 8 円」を「2 3 2 円」に、「3 4 1 円」を「3 4 7 円」に改め、同表の荷さばき施設の荷さばき地及び附属施設の冷凍コンセントの項中「3 7 6 円」を「3 8 2 円」に改め、同表の荷さばき施設の荷さばき地及び附属施設の計量機の項中「4 6 0 円」を「4 6 8 円」に改め、同表の荷さばき施設の上屋及び附属施設の上屋の項中「1 4 円 6 7 銭」を「1 4 円 9 4 銭」に、「1 2 円 5 7 銭」を「1 2 円 8 0 銭」に、「1 0 円 4 8 銭」を「1 0 円 6 7 銭」に、「2 9 円 3 5 銭」を「2 9 円 8 9 銭」に、「2 5 円 1 5 銭」を「2 5 円 6 1 銭」に、「2 0 円 9 6 銭」を「2 1 円 3 4 銭」に、「5 8 円 7 1 銭」を「5 9 円 7 9 銭」に、「5 0 円 3 2 銭」を「5 1 円 2 5 銭」に、「4 1 円 9 3 銭」を「4 2 円 7 0 銭」に、「5 9 5 円」を「6 0 6 円」に、「5 0 6 円」を「5 1 5 円」に改め、同表の荷さばき施設の上屋及び附属施設のくん蒸上屋の項中「2, 0 5 0 円」を「2, 0 8 0 円」に、「4, 1 1 0 円」を「4, 1 8 0 円」に、「3 3 円 9 4 銭」を「3 4 円 5 6 銭」に、「3 9, 0 0 0 円」を「3 9, 7 0 0 円」に、「7 8, 1 0 0 円」を「7 9, 5 0 0 円」に改め、同表の荷さばき施設の上屋及び附属施設の動力用コンセントの項中「3 6 6 円」を「3 7 2 円」に改め、同表の保管施設の野積場の項中「7 円 5 3 銭」を「7 円 6 6 銭」に、「4 円 9 2 銭」を「5 円 1 銭」に、「1 1 円 3 1 銭」を「1 1 円 5 1 銭」に、「7 円 4

3 銭」を「7 円 5 6 銭」に、「1 3 3 円」を「1 3 5 円」に、「1 2 0 円」を「1 2 2 円」に改め、同表の船舶役務用施設の船舶給水施設の項中「8 円 7 0 銭」を「8 円 8 6 銭」に改め、同表の船舶役務用施設の船舶保管施設及び附属施設の船舶保管施設の項中「1 3 3 円」を「1 3 5 円」に、「1 2 0 円」を「1 2 2 円」に改め、同表の船舶役務用施設の船舶保管施設及び附属施設の揚降施設の項中「2 0 0, 8 0 0 円」を「2 0 4, 5 0 0 円」に改め、同表の港湾管理施設の港湾管理事務所の項中「1, 8 5 0 円」を「1, 8 8 0 円」に、「9 5 3 円」を「9 7 0 円」に、「5 4 5 円」を「5 5 5 円」に改め、同表の移動式施設の移動式荷役機械の項中「7, 9 1 0 円」を「8, 0 5 0 円」に改め、同表の備考中「岸壁（市長が指定するものに限る。）」を削る。

別表第 1 の 2 目的外使用の使用料の表の建物である港湾施設の項中「2 8 円 2 0 銭」を「2 8 円 7 2 銭」に改め、同表の土地である港湾施設の項及び建物及び土地以外の港湾施設の項中「1 4 円 7 9 銭」を「1 5 円 7 銭」に改める。

別表第 1 の 3 占用の使用料の表の電柱等の項中「1 5 7 円」を「1 6 0 円」に、「5 6 円 1 6 銭」を「5 7 円 2 0 銭」に、「2 2 4 円」を「2 2 8 円」に改め、同表の諸管理架設物の項中「2 2 円 6 8 銭」を「2 3 円 1 0 銭」に、「4 4 円 2 8 銭」を「4 5 円 1 0 銭」に、「8 9 円 6 4 銭」を「9 1 円 3 0 銭」に改め、同表の上空占用物の項、送電用塔の項及び鉄道軌道敷（道路と併用される場合に限る。）の項中「1 2 3 円」を「1 2 5 円」に改め、同表の広告塔（ネオンを含む。）の項中「4 9 3 円」を「5 0 2 円」に改め、同表の広告板の項中「4 4 7 円」を「4 5 5 円」に改め、同表の板囲、足場若しくは材料置場又はこれらに類するものの項中「3 9 円 9 6 銭」を「4 0 円 7 0 銭」に改め、同表のその他の工作物の項中「1 7 4 円」を「1 7 8 円」に、「2 0 1 円」を「2 0 5 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 通常使用の使用料の表の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定の適用については、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に許可を受けて使用している港湾施設のうち使用期間で使用料を定めている港湾施設の、この条例の施行の日を使用期間に含

む場合の使用料は、日割により計算する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 7 号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和 4 8 年北九州市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条の 5 第 1 号中「標示温度が 7 5 度以下で作動時間が 6 0 秒以内の」を「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 1 6 年総務省令第 1 3 8 号）第 5 条に定める」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 第 3 2 条の 3 第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。）を同令第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 8 号

北九州市水道条例の一部を改正する条例

北九州市水道条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項本文中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、同項ただし書中「ときは、」の次に「これを」を加える。

第 2 8 条本文中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、「得た額」の次に「（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）」を加え、同条ただし書を削る。

別表第 3 の給水装置工事事業者の指定手数料の項中「指定手数料」の次に「又は指定更新手数料」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに申込みのあった給水装置の新設の工事及び既設水道メーターの口径を増す改造の工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 2 8 条の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

4 施行日の前日において改正前の北九州市水道条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により給水を受けていた者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により給水を受けるものに係る、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間の改正後の条例第 3 0 条第 1 項に規定する定例日（同条第 3 項の規定により管理者が使用水量の計量をする日を含む。以下「定例日」という。）に計量された使用水量に係る改正後の条例第 2 8 条に規定する算出した額（施行日以後最初の定例日が同月 3 1 日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあっては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の料金の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第 2 8 条の規定を適用する。

- 5 前項に規定する金額は、特定算出額を前回定例日（その直前の料金の額の算定に係る定例日をいう。以下同じ。）から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。
- 6 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

北九州市工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 9 号

北九州市工業用水道条例の一部を改正する条例

北九州市工業用水道条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市工業用水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 1 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において改正前の北九州市工業用水道条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により給水を受けていた使用者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により給水を受けるものに係る、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間の改正後の条例第 2 2 条第 1 項に規定する定例日（同条第 2 項の規定により管理者が使用水量の計量をする日を含む。以下「定例日」という。）に計量された使用水量に係る改正後の条例第 2 1 条第 1 項に規定する算出した額（施行日以後最初の定例日が同月 3 1 日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあつては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の料金の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第 2 1 条第 1 項の規定を適用する。

4 前項に規定する金額は、特定算出額を前回定例日（その直前の料金の額の算定に係る定例日をいう。以下同じ。）から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。

5 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

北九州市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市下水道条例の一部を改正する条例

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、「ときは、」の次に「これを」を加え、同条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改め、「ときは、」の次に「これを」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定は、令和元年10月分として算定する使用料から適用し、同年9月分以前の分として算定する使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の北九州市下水道条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により公共下水道を使用していた者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により公共下水道を使用するものに係る、施行日から令和元年10月31日までの間の改正後の条例第14条に規定する定例日（同条ただし書の規定により管理者が使用料の算定をする日を含む。以下「定例日」という。）に認定された汚水排除量に係る改正後の条例第15条第1項及び第2項に規定する算出した額（施行日以後最初の定例日が同月31日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあっては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の使用料の額の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第15条の規定を適用する。

4 前項に規定する金額は、特定算出額を前回定例日（その直前の使用料の額の算定に係る定例日をいう。以下同じ。）から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。

5 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 1 号

北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例

北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例（平成 2 1 年北九州市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 3 9 円」を「1 2 8 円」に、「（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む）」を「に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水に係る料金について適用し、施行日の前日までの給水に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において改正前の北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により給水を受けていた者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により給水を受けるものに係る、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間の改正後の条例第 3 条に規定する使用した水量を計量した日（以下「計量日」という。）に計量された使用水量に係る同条に規定する使用した水量を乗じて得た額（施行日以後最初の計量日が同月 3 1 日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあつては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の料金の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第 3 条の規定を適用する。

4 前項に規定する金額は、特定算出額を前回計量日（その直前の料金の額の算定に係る計量日をいう。以下同じ。）から施行日以後最初の計量日までの期間の月数で除し、これに前回計量日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。

- 5 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

北九州市営住宅条例施行規則及び北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第16号

北九州市営住宅条例施行規則及び北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

(北九州市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市営住宅条例施行規則(平成9年北九州市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

第8条を削る。

第7条第2号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び入居申込者又は当該入居申込者が現に同居し、若しくは同居しようとする者(以下この号において「同居人」という。))の一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者として市長が認めた場合の当該同居人を含む。」を加え、同条を第8条とし、第6条の2を第7条とする。

第9条の見出し中「請書等」を「請書」に改め、同条第1項中「条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人が連署した」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第10条中「第10条第3項」を「第10条第2項」に改める。

第13条第1項中「。第3項」を「。以下この項及び第3項」に改め、「使用料の額」の次に「(条例第11条第1項ただし書の規定により使用料が決定される入居者にあつては、認定した収入の額及び同項ただし書に規定する使用料の額)」を加える。

第20条第3項中「第9条第1項及び第2項」を「第9条」に改める。

第22条第1項中「、入居者」の次に「(条例第11条第1項ただし書の規定により使用料が決定される者を除く。)」を加える。

第25条第1項中「第8条」を「第9条」に改め、同条第2項中「第7条」を「第8条」に改める。

別表第1中「第7条第2項及び第3項」を「第7条第2項、第3項及び第6項」に、「第10条第1項各号列記以外の部分、第2項、第3項及び第4

項各号列記以外の部分」を「第10条第1項、第2項及び第3項各号列記以外の部分」に、「第57条第1項及び第2項」を「第57条各項」に改める。

別表第2中「第8条ただし書、第9条第1項、第2項ただし書及び第4項」を「第9条」に、「第30条第1項及び第2項」を「第30条各項」に改める。

(北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

第2条 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年北九州市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条第19号中「第2号、第4号から第10号」を「第3号から第9号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、同条第23号中「第19号」を「第18号」に改め、同号を同条第22号とし、同条第24号中「第18号」を「第17号」に改め、同号を同条第23号とし、同条中第25号を第24号とし、第26号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中北九州市営住宅条例施行規則第13条第1項及び第22条第1項の改正規定、別表第1の改正規定(「第57条第1項及び第2項」を「第57条各項」に改める部分に限る。)並びに別表第2の改正規定(「第30条第1項及び第2項」を「第30条各項」に改める部分に限る。)
) 公布の日
- (2) 第1条中北九州市営住宅条例施行規則第5条及び第7条第2号の改正規定、別表第1の改正規定(「第7条第2項及び第3項」を「第7条第2項、第3項及び第6項」に改める部分に限る。) 令和元年8月1日
- (3) 第1条中北九州市営住宅条例施行規則第8条を削る改正規定、第7条を第8条とし、第6条の2を第7条とする改正規定、第9条の見出し及び第1項の改正規定、同条第2項から第4項までを削る改正規定、第10条、第20条第3項並びに第25条第1項及び第2項の改正規定、別表第1の改正規定(「第10条第1項各号列記以外の部分、第2項、第3項及

び第4項各号列記以外の部分」を「第10条第1項、第2項及び第3項各号列記以外の部分」に改める部分に限る。)並びに別表第2の改正規定(「第8条ただし書、第9条第1項、第2項ただし書及び第4項」を「第9条」に改める部分に限る。)並びに第2条の規定 令和2年4月1日

北九州市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州産業技術保存継承センター内の物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年7月12日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号	令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

北九州市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第1項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ホームケア らくす 北九州市八幡西区 石坂二丁目6番5 -101号	有限会社ノアーズ 北九州市八幡西区石坂三 丁目1番1号 代表取締役 座木 剛	特定無し	4016701551

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ホームケア らくす 北九州市八幡西区 石坂二丁目6番5 -101号	有限会社ノアーズ 北九州市八幡西区石坂三 丁目1番1号 代表取締役 座木 剛	特定無し	4016701551

(3) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

かい生活介護事業所 北九州市八幡西区 則松三丁目3番2 1号	合同会社綾テラス 北九州市八幡西区則松三 丁目3番21号 代表社員 村中綾子	特定無し	4016701585
---	---	------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（共生型短期入所（単独型））

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
小規模多機能型居 宅介護 えん 北九州市門司区田 野浦二丁目9番3 3号	株式会社EPO 北九州市小倉南区長野本 町3丁目10番27号 代表取締役 牧村恵美子	知的障害 者、障害 児	4017600679

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
MOYAIステー ション ねむのき 北九州市八幡西区 鉄王二丁目2番4 0号	社会福祉法人もやい聖友 会 北九州市八幡西区鉄王二 丁目2番36号 理事長 権頭喜美恵	特定無し	4016701569
みどりの風 北九州市戸畑区銀 座二丁目6番45 号	合同会社緑風会 北九州市戸畑区銀座二丁 目6番35号 代表社員 渡邊 緑	特定無し	4016400485

(6) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
おもやいファーム 北九州市若松区本 町二丁目4番1号	一般社団法人おもやいフ ァーム 北九州市若松区畑谷町7	身体障害 者（視覚 障害、聴	4016500433

	番43号 代表理事 乙村隆文	覚・言語 障害、内 部障害) 、知的障 害者、精 神障害者 、難病等 対象者	
障がい福祉サー ビス てんま 北九州市八幡西区 香月中央一丁目4 番15号	株式会社天馬 福岡県中間市桜台一丁目 8番22号 代表取締役 西迫 信	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者	4016701577
はれ のち はれ 北九州市小倉南区 若園三丁目9番6 -1号	株式会社たんぼぼ 北九州市小倉南区若園三 丁目9番6-1号 代表取締役 矢野文香	知的障害 者	4017701766
アトリエ・シェア ハート 北九州市小倉北区 篠崎四丁目17番 19号	株式会社プロジェ 北九州市門司区中二十町 12番8号 代表取締役 南 一洋	特定無し	4017801533

(7) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
グループホーム 高須ホーム 北九州市若松区高 須南二丁目1番1 3号	株式会社洞北福祉会 北九州市若松区南二島一 丁目11番8号 代表取締役 古野 章	精神障害 者	4026500100
グループホーム支 援センター門司 北九州市門司区旧	社会福祉法人北九州市手 をつなぐ育成会 北九州市戸畑区沖台二丁	知的障害 者	4027600065

門司一丁目11番 6号	目4番8号 理事長 小松啓子		
B e S e c o n d 北九州市門司区丸 山二丁目8番16 号リュエル丸山1 01号	一般社団法人社会福祉支 援協会 福岡市博多区博多駅前二 丁目17番25号博多ク リエイトビル5F 代表理事 島野廣紀	特定無し	4027600073

(8) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
まりも 相談支援 事業 北九州市戸畑区千 防一丁目5番33 -306号	合同会社まりも 北九州市戸畑区千防一丁 目5番33-306号 代表社員 田中智美	特定無し	4036400135
F r e e 障害者相 談支援所 北九州市若松区鴨 生田三丁目18番 25号	F r e e 障害者相談支援 事業所合同会社 北九州市若松区鴨生田三 丁目18番25号 代表社員 藤崎幹彦	特定無し	4036500116

(9) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
シュタイナーハウ ス モモ 北九州市八幡東区 高見三丁目4番3 8号	N P O 法人シュタイナー &モンテッソーリ・アカ デミー 北九州市八幡東区高見三 丁目4番38号 理事 衛藤吉則	重症心身 障害児以 外	4056600101

ばんびーにもじ 北九州市小倉南区 上吉田六丁目15 番6号	NPO法人子どもの発達 ・学習を支援するリハビ リテーション研究所 北九州市小倉南区中曽根 東二丁目13番28号（ 102号） 理事長 高橋昭彦	重症心身 障害児以 外	4057703888
夢つむぎ子ども支 援センター ルピ ナス 北九州市小倉北区 白銀二丁目10番 2号	夢つむぎ株式会社 北九州市小倉南区富士見 一丁目5番35号 代表取締役 高田 猛	重症心身 障害児以 外	4057801997

(10) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
放課後デイサービ ス ブリッジわだ まち 北九州市若松区和 田町15番33号	北九州児童福祉サービ ス合同会社 北九州市若松区浜町一丁 目4番15号 代表社員 小田直樹	重症心身 障害児以 外	4056501630
シュタイナーハウ ス モモ 北九州市八幡東区 高見三丁目4番3 8号	NPO法人シュタイナー &モンテッソーリ・アカ デミー 北九州市八幡東区高見三 丁目4番38号 理事 衛藤吉則	重症心身 障害児以 外	4056600101
放課後デイサービ ス ぶり～ぶ 門 司館 北九州市門司区白 野江二丁目12番 18号	株式会社 F s t a g e 北九州市小倉北区赤坂三 丁目11番33号 代表取締役 野内隆成	重症心身 障害児以 外	4057601645

あしたのつばさキ ャリア塾 北九州市八幡西区 医生ヶ丘6番1ー 202号	株式会社E-L a b o 北九州市八幡西区光貞台 一丁目9番13号 代表取締役 針池栄治	重症心身 障害児以 外	4056715297
COMPASS J r 北九州市小倉南区 葛原一丁目3番5 号	株式会社三葉 北九州市小倉南区葛原一 丁目2番35号 代表取締役 北田健二	重症心身 障害児以 外	4057703870
あぷれんどもじ 北九州市小倉南区 上吉田六丁目15 番6号	N P O 法人子どもの発達 ・学習を支援するリハビ リテーション研究所 北九州市小倉南区中曾根 東二丁目13番28号 理事長 高橋昭彦	重症心身 障害児以 外	4057703888
夢つむぎ子ども支 援センター ルピ ナス 北九州市小倉北区 白銀二丁目10番 2号	夢つむぎ株式会社 北九州市小倉南区富士見 一丁目5番35号 代表取締役 高田 猛	重症心身 障害児以 外	4057801997

(1 1) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
F r e e 障害者相 談支援所 北九州市若松区鴨 生田三丁目18番 25号	F r e e 障害者相談支援 事業所合同会社 北九州市若松区鴨生田三 丁目18番25号 代表社員 藤崎幹彦	特定無し	4076501644
まりも 相談支援 事業 北九州市戸畑区千	合同会社まりも 北九州市戸畑区千防一丁 目5番33ー306号	特定無し	4076400110

防一丁目5番33 -306号	代表社員 田中智美		
-------------------	-----------	--	--

2 指定年月日

平成31年4月1日

北九州市告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び児童福祉法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション しあわせ 北九州市門司区錦町4番27号	株式会社かいせい 北九州市門司区錦町22番3号 代表取締役 大宮 勝	特定無し	4017600398

(2) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ニチイケアセンター足立 北九州市小倉北区足原一丁目5番9号妙見ビル2階203号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 代表取締役 森 信介	特定無し	4017800576

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

夢屋 北九州市戸畑区境 川二丁目8番5号	夢屋有限会社 北九州市戸畑区境川二丁 目8番5号 代表取締役 中村 修	精神障害 者	4016400196
----------------------------	--	-----------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
就労継続支援B型 みちくさ 北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 1号	有限会社ふるさと福祉サ ービス 北九州市小倉南区重住二 丁目4番20号 取締役 小椋繁雄	身体障害 者（肢体 不自由、 聴覚・言 語障害、 内部障害 ）、知的 障害者、 精神障害 者、難病 等対象者	4017701477
いきいき倶楽部 北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 0番11号	株式会社ケンソウ 北九州市小倉北区京町四 丁目3番13号 代表取締役 山木 真	特定無し	4017801202

(5) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
千歳学園 ルーチ ェ 北九州市小倉南区 上葛原二丁目21 番15-101号	株式会社愛 北九州市小倉南区上葛原 二丁目21番15-10 1号 代表取締役 村岡太介	重症心身 障害児以 外	4057703524

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
toi toi toi 北九州市戸畑区境川二丁目9番7号	株式会社アレグリア s 北九州市戸畑区境川二丁目9番7号 代表取締役 高橋千波	重症心身障害児以外	4056400098
千歳学園 ルーチエ 北九州市小倉南区上葛原二丁目21番15-101号	株式会社愛 北九州市小倉南区上葛原二丁目21番15-101号 代表取締役 村岡太介	重症心身障害児以外	4057703524
きまち 北九州市赤坂三丁目5番1号	社会福祉法人あきの会 北九州市小倉北区赤坂三丁目5番1号 理事長 中村佳奈	重症心身障害児以外	4057801831

2 事業廃止年月日

平成31年3月31日

北九州市告示第 1 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市の環境の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
株式会社積文館書店ブックセンタークレスト小倉本店	北九州市小倉北区馬借一丁目 4 番 7 号	令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 1 0 番地 2 0	令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東田二丁目 5 番 7 号	令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーウォーク北九州

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目2番11号

代表取締役社長 下向則好

ラオックス株式会社

東京都港区芝二丁目7番17号 住友芝公園ビル

代表取締役社長 羅 怡文

福岡地所株式会社

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

代表取締役社長 榎本一郎

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目2番11号

代表取締役社長 西野英明

イ 変更後

北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目2番11号

代表取締役社長 下向則好

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社里山商会

福岡県京都郡苅田町神田町一丁目4番18号2階

代表取締役 吹上紘子

他100者

イ 変更後

株式会社里山商会

福岡県京都郡苅田町神田町一丁目4番18号2階

代表取締役 吹上紘子

他101者

4 変更の年月日

令和元年6月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年6月24日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年10月22日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年11月12日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市上下水道局公告第40号

一般競争入札により、業務契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月12日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 業務内容

(1) 業務の名称及び数量

水道料金等弁護士対応未収金回収業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市上下水道局長が指示する場所

(5) 入札方法 回収金額1万円当たりの成功報酬金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 過去2年間において、国又は他の自治体と同規模以上の契約実績があること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部営業課

イ 日時 この公告の日から令和元年8月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同年8月20日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市上下水道局総務経営部営業課（電話 093-582-3623）に連絡すること。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第一入札室

イ 日時 令和元年7月30日午後2時

(4) 競争参加の申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加希望する者は、令和元年8月7日午後5時までに競争参加の申請書を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、同日午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号のアの場所に書留郵便により、令和元年8月19日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第一入札室

イ 日時 令和元年8月20日午後2時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規定において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局総務経営部営業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3623